

## 公募型随意契約公告

下記の除草外業務委託（維持管理）について、地方自治法施行令（昭和 22 年年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とし、見積書の提出者を公募するので公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

福島県福島空港事務所長 須田 秀明

### 1 見積りに付する事項

- (1) 業務名 第 26-41410-0001 号 除草外業務委託（維持管理）
- (2) 業務箇所 見積説明書及び特記仕様書のとおり
- (3) 業務概要 特記仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 2 見積りに参加する者に必要な資格に関する事項

見積りに参加する者は、単体企業、協同組合又は共同企業体であって、単体企業は(1)の要件を、協同組合は(2)の要件を、共同企業体は(3)の要件をすべて満たしている者であること。

#### (1) 単体企業

ア 単体企業として見積りに参加する者（以下「単体企業」という。）は、施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 単体企業は、公告の日から契約締結の日までの間に福島県（以下「県」という。）の入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 単体企業は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この見積りに参加することに支障がないと認められる者であること。

#### エ 格付等級

単体企業は、「福島県令和 7・8 年度工事等請負有資格者名簿」（以下、「有資格者名簿」という。）の一般土木工事の格付等級が B 以上の者であること。

#### オ 地域要件

単体企業は、県中建設事務所管内（三春土木事務所管内、須賀川土木事務所管内、石川土木事務所管内を含む。以下同じ）に本店が所在し、又は県中建設事務所管内に支店・営業所（県内に本店を有する者の支店・営業所であつて、有資格者名簿に登載された委任先をいう。以下同じ）を有する者であること。

#### カ 業務実績

単体企業は、県発注の空港又は国県道の除雪業務を元請けとして受注実績のある者であること。

キ 見積り参加の重複制限

単体企業は、当該見積りに参加する協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複することはできない。

(2) 協同組合

ア 協同組合として当該見積りに参加する者（以下「協同組合」という。）は、施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 協同組合は、公告の日から契約締結の日までの間に県の入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 協同組合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この見積りに参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 格付等級、組合員数

(7) 協同組合員の 1 者以上が、有資格者名簿の一般土木工事の格付等級が B 以上であること。

(4) 協同組合員は、有資格者名簿の一般土木工事に登載されていること。

(ウ) 協同組員の組合員数は制限しない。

オ 地域要件

協同組合は、県中建設事務所管内に本店が所在し、又は県中建設事務所管内に支店・営業所を有する者であること。

カ 業務実績

協同組合は、県発注の空港又は国県道の除雪業務を元請けとして受注実績のある者であること。

キ 見積り参加の重複制限

(7) 協同組合の組合員は、単体企業として当該見積りに参加することはできない。

(4) 協同組合の組合員は、当該見積りに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複することはできない。

ク 入札参加資格制限期間中の組合員について

協同組合の組合員のうち契約日時点で県の入札参加資格制限措置期間中の者は、当該期間中の業務を行うことはできない。

なお、契約日時点において県の入札参加資格制限措置期間中の組合員がいる協同組合は、見積り参加申込みの際、当該組合員は入札参加資格制限措置期間中に業務を行わないことを確約するものとする。

(3) 共同企業体

ア 共同企業体として当該見積りに参加する者（以下「共同企業体」という。）の全ての構成員は、施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 共同企業体の全ての構成員は、公告の日から契約締結の日までの間に県の入札参

加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 共同企業体の全ての構成員は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この見積りに参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 格付等級、構成員数

(7) 共同企業体の代表構成員は、有資格者名簿の一般土木工事の格付等級が B 以上の者であること。

(イ) 共同企業体のその他構成員は、有資格者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。

(ウ) 共同企業体の構成員は 2 者以上であること。

オ 地域要件

共同企業体の全ての構成員は、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

カ 業務実績

共同企業体の代表構成員は、県発注の空港又は国県道の除雪業務を元請けとして受注実績のある者であること。

共同企業体のその他構成員は、国土交通省、県、県内市町村が発注する空港又は道路の除雪業務を元請けとして受注実績のある者であること。

キ 見積り参加の重複制限

(7) 共同企業体の構成員は、単体企業として当該見積りに参加することはできない。

(イ) 共同企業体の構成員は、当該見積りに参加する他の共同企業体の構成員又は協同組合の組合員と重複することはできない。

ク 出資比率

共同企業体の全ての構成員の出資比率は均等割の 10 分の 6 以上であること。  
なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。

### 3 見積りに参加する者に必要な資格の確認

見積りに参加を希望する者は、所定の見積参加資格確認申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該見積りに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月 18 日（水） 午後 5 時まで

(2) 提出場所 郵便番号 963-6304  
福島県石川郡玉川村大字北須釜字鎌田 21 番地  
福島県福島空港事務所総務課  
電話番号 0247-57-1111

(3) 提出方法 持参又は郵送による。  
ただし、郵送による場合は書留郵便により行うものとし、  
令和 8 年 3 月 18 日（水）必着とする。

#### 4 見積りに関する書類の提出場所等

(1) 見積りに関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、見積説明書の交付及び設計書閲覧の場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、見積説明書の交付は上記で行うほか福島県福島空港事務所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和8年3月6日(金)～令和8年3月23日(月)

(2) 見積りの日時及び場所

ア 日時 令和8年3月24日(火) 午前9時30分

イ 場所 福島空港ビル3階 小会議室

#### 5 契約保証金

見積説明書による。

#### 6 見積者に要求される事項

この見積りに参加を希望する者は、見積書を4の(2)に示す見積りの日時及び場所に提出しなければならない。また、見積り日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県福島空港事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 見積りの無効

2の見積りに参加する者に必要な資格のない者のした見積り及び見積説明書において示す見積りに関する条件等に違反した見積りは、無効とする。

#### 8 その他

(1) 見積り方法

指定の見積書(第3号様式)及び見積内訳書(第3-1号様式)に必要とする事項を記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

本見積りは、「除草外業務で算出した金額」及び「除雪業務で算出した(各項目の単価)×(予定数量)の総和金額」の和(見積書の「業務全体の金額(税抜)」欄の額)を比較の対象とする。財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りをした者(最低制限価格を下回る見積りをした者を除く。)を落札者とする。

(3) 見積りの効力

本件見積りは、その契約に係る予算が可決され4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、見積りの効力が生じる。

(4) 総価契約

この見積りによる除草外業務の契約は総価契約とする。総価契約に該当する除草外業務について見積りを行うものとし、契約金額は除草外業務の見積金額に消費税額及び地方消費税額を加えたものとする。

(5) 単価契約

この見積りによる除雪業務の契約は単価契約とする。見積書に記載した除雪業務の各項目の単価を契約金額とし、代金の支払いは契約金額に稼働時間を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行う。単価にはこの業務に必要な経費を一切含むものとする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) その他

詳細は、見積説明書による。

なお、この業務委託については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から60日以内に単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

(8) 本公告に関する問い合わせ先

福島県福島空港事務所総務課

電話番号 0247-57-1111

ファクシミリ 0247-57-1257

電子メール [fukushimakuukou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:fukushimakuukou@pref.fukushima.lg.jp)

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

**第167条の4** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2

（略）